

第33回和光市個人情報保護審議会会議録

開催日	平成30年6月29日（金） 15：00～16：24
開催場所	和光市役所4階 402会議室
出席者	田中義久委員、斎藤智文委員、竹村幸子委員、山崎すみ子委員、 津山由佳委員、伊藤直良委員、木暮晃治委員、佐々木好評委員 （以上8名出席） （事務局）安井総務部長、山浦情報推進課長、大塚課長補佐、 大塚主任、清水主事補
欠席者	なし
議題	1 平成29年度個人情報取扱事務について 2 その他
資料	次第 資料1－1 平成年度個人情報保護制度実施状況 資料1－2 個人情報に係る請求受付処理簿（平成29年度） 資料1－3 個人情報取扱事務登録目録（平成29年度） 資料1－4 個人情報目的外利用・外部提供登録目録（平成29年度） 参考資料 平成29年度情報公開制度実施状況 参考資料2 情報公開制度に係る請求受付処理簿（平成29年度） 〈その他〉 平成30年 住宅・土地統計調査のはなし

1 開会

15時00分開会。

2 部長あいさつ

＊事務局の自己紹介

（安井部長→山浦課長→大塚課長補佐→大塚主任→清水主事補）

3 議題

＜ 平成29年度個人情報取扱事務について

＊事務局からの説明（大塚主任）

平成29年度個人情報取扱事務について、

資料1－1 「平成29年度個人情報保護制度実施状況」

資料1－2 「個人情報に係る請求受付処理簿(平成29年度)」

資料1－3 「個人情報取扱事務登録目録(平成29年度)」

資料1－4 「個人情報目的外利用・外部提供登録目録(平成29年度)」
に基づき説明。

※個人情報保護・情報公開制度実施状況の請求件数及び内容については、広報わこう6月号、和光市ホームページに掲載しています。

* 質疑応答等

(田中会長) 事務局から多岐にわたって説明があったわけですが、今の説明に対して何かご質問等があればお願いしたいと思います。

(斎藤委員) 資料1－2ですけれども、これは1年間でこれだけの請求があったということですか。

(大塚主任) はい。24件ありました。

(斎藤委員) これは他所の市と比べてどうですか。

(大塚主任) うちの市ではだいたい30件前後で推移しておりまして、少ない市もありますが、他の市についても大体そのぐらいです。

(斎藤委員) 人口から見るとそれほど多い感じというわけでもないですかね。事務は結構大変ですね、お疲れ様です。

(田中会長) まず、今回登録がかなりあり、出張所の関係をわけたということ、それから要配慮個人情報関係があったので、全庁的にもう一度調査をしたということで、変更等も出てきたということなので、かなり多くの登録が出てます。

この登録について何かご意見・ご質問があれば、まず登録について審議をしたいと思いますのでよろしく願います。

この中で、組織改正とか新たに出張所を分けたというのはわかるのですが、特に登録漏れ、登録簿をつくって明らかにしておくのは個人情報を適正に保護する上でも基本となると思いますので、この中で漏れがあったというのはございますか。

(大塚主任) 資料1－3の登録目録があるかと思うのですけれども、こちらの日付を見ていただければおわかりかと思うのですが、

例えば下から4段目の「外国人登録事務の廃止」は平成24年からかわっていることだったのにも関わらず、今回出てきてしまったのは、情報推進課としても反省する点があると思います。このように全自治体に係るものについては、私たちでも把握できるものについては原課に確認するとか、全庁的に照会を定期的に投げかけるなど事務のやり方を見直して、今後は登録漏れがないようにしていきたいと思います。

(田中会長) 制度を適正に運営していくために登録はその根幹になると思います。制度が初めにできた際には定期的に、個人情報所管課が全庁的に調整あるいは指導等するというところで運用していました。年に最低でも1回くらいは、通知して、適正に運営されるようにすることがやはり必要かなと思います。どうしても法がかわったり扱いがかわったりすると漏れてしまうこともあると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

そのほかこの登録について何かございますでしょうか。

「要配慮個人情報あり」は印を押して注意を促すということをやっているわけですね。

(大塚主任) 実際は赤い判子を押したものを元の課に戻して、ちゃんと保管してということを徹底しています。

(田中会長) 特に要配慮個人情報は万が一漏洩があった場合にはプライバシーを侵害する恐れが非常に高いという中で、それだけの注意を要するということだと思います。取り扱いにはその辺も当然ご存知の上でやっていると思いますので、条例もそういう趣旨で改正しているのかと思います。

登録についてよろしいでしょうか。

(竹村委員) 事前の資料の中で、日常に図書館を利用しているだけのことで、こういうものまで個人情報を取り扱いされてたのかと思いました。廃止でよかったなと思うのですが、細かく登録の見直しをされたということで、ちょっとなというのが私の率直な意見です。個人の日常生活のことですけれども、登録については随分精査されたのだなと感じました。

(大塚主任) 本を返さない方については今まで対策がとれなかったということで、今回事務を登録して、しかるべきところから

情報をもって運用しました。引っ越しをされたときにそのまま本を持って行ってしまったり、失くしてしまったりという方が多いので、引っ越し先の情報まで手に入れられるようにしたということです。本の紛失がとて多くなってしまうと、そういう事務をやったというのを聞いております。

ブックスタート事業については、生後4カ月の赤ちゃんのところに訪問するために、やはり個人情報が必要ということで平成25年からのさかのぼりだったのですが、事務を見直しして登録していただきました。

(山崎委員) 「養護学校等負担金交付事務」が廃止ということですが、その経緯はどういったことですか。

(田中会長) 経緯について事務局わかりますでしょうか。

(大塚課長補佐) こちらのほうでは事情は把握していないので、また改めてご報告をさせていただきます。

(田中会長) 他に何かございますでしょうか。

(全委員) なし。

(田中会長) 次に個人情報の収集の状況、目的外利用・外部提供について何かご意見・ご質問等あればお願いいたします。

(全委員) なし。

(田中会長) よろしいですか。それでは、次の個人情報の開示請求及び訂正等の追求について、何かご意見・ご質問等があればお願いいたします。

個人情報の開示請求等について「印鑑登録証明書」とか「自己の住民票や戸籍の交付申請書」ですが、住民票とか戸籍は法に基づいて本人以外がとれる場合が当然規定されているわけです。しかし、印鑑登録証明書というのは市の自治事務ということで、基本的には本人が請求する以外にはとれない。例えば、カードをだれかに依頼してとることはできますが、ただあくまでも本人が請求する。ですから、今回の22番は文書不存在で「不開示」となっていますが、例えば住民票、戸籍事務とこの印鑑証明の交付申請書は違うと思います。住民票・戸籍については第三者、弁護士等がとることもできます。その場合に部分開示をしていくということで、例えば弁護士事務所は開示をするわけ

ですね。請求者、自分の戸籍がとられたときに、どこのだれが請求をしたのかを事務所までは開示しますよね。

(大塚主任) 弁護士事務所までは開示をして、担当者名までは開示しないです。

(田中会長) だれが弁護士に依頼を受けて請求をしたのかは不開示になっているわけですね。

(大塚主任) その部分は非開示です。

(田中会長) その辺の取り扱いもどうなのかなというのがあるんです。正当な理由がなければ弁護士といえどもとれないわけですが、請求された戸籍をとられた方のプライバシーを守るためにこういう制度があるのかと思うのですが、請求した側の情報がわからないというのは、逆に正当な理由があればだれが請求したのか、わかってもいいのではないかという意見もあるんです。その辺は難しい問題にはなるわけです。今回は、それとは別で印鑑証明はあくまでも本人が請求しないととれないわけで、これが請求者の代理人が来た場合に、これは開示する方向でいくのか、それとも戸籍と同じような形で、その部分の請求については開示しないということで考えられているのか。その辺の取り扱いについて、今回は不存在なんです、不開示となるのか、参考に伺います。

(大塚課長補佐) 印鑑登録に関しては、基本的に印鑑登録をされているご本人が印鑑登録証というカードの交付を受けまして、そのカードを窓口に持ってくることで、交付を受けることができるということになります。

通常であれば、本人が申請書を書いて、本人が取得をすることになるので不開示になることはありません。

ただし、印鑑登録証というカードを親族等にお預けになってそれを持った方が代理として来た場合、申請者に代理人のお名前が入って、それで対象者本人の印鑑登録証明書という申請書ができます。この場合、代理人として訪れた第三者のお名前というのは、本人の情報ではないので不開示になるケースがあります。

(田中会長) 私が意見として言いたいのは、それがおかしいということです。本人があくまでも第三者に依頼をしなければ絶対と

れないです。本人はだれに依頼をしているのかわかってるはずなのです。それがもし不正に行われたら、自分が依頼していないのにとられたということになるわけです。それを正すためにはそこを開示しないと。財産等を守るために印鑑登録情報は非常に大事なものです、財産等を守るために。ですから、そこはそういう運用をしないと、戸籍の事務とか住民票の請求者の情報と同様に第三者の個人情報があっても、それは個人情報であるからということで不開示にしたらおかしいのではないかと考えられるので事務局の意見を伺います。

(大塚課長補佐) 基本的に本人が書いた委任状というのはお見せできるというようにしております。申請者が代理人のことを理解している場合にはそれを開示したときに、第三者の不利益になることがないので、開示をする決定をしているケースもあります。開示請求を受けたときに、記載されている第三者の情報が開示をすることで、不当に不利益を与えるようなことが起こるのかといった観点で、開示するのかどうかといった判断をすることになるのかと思います。

(田中会長) 印鑑証明の場合については、本人が依頼する場合しかあり得ないんで、第三者の個人情報も含めて開示するべきだろうと、戸籍と住民票とは違うと思ったので、参考までにその辺のご意見を聞きました。

(大塚課長補佐) 手続的にはおっしゃる通り、ご本人を介さない本当の第三者が法律等の定めに基づいて取得をするというケースはほとんどないと思っております。もしかしたら捜査とかそういったところで要求をされるケースはあるかもしれないのですが、それはまた別の話になると思います。

(田中会長) 印鑑証明を不正にとられたとか、登録も不正にされ、そのあと土地をだましとられたとか、いろいろな形の犯罪に結びついていることがあるので、多分こういう請求された人は何か不安があって、申請されているのではないかと思います。

(大塚課長補佐) 今年度中にはないんですけれども、過去の申請書を開示してほしいとそういう趣旨で開示請求を受けたケース

がございました。印鑑登録する際の印影とか、登録手続きの際の記録もずっと残りますので、これを開示してほしいというケースが過去にございます。

(大塚主任) 戸籍謄本の全部記録をとる場合は全く関係のない兄弟のところにまで本人通知がいつてしまい、私はとっていないのに戸籍をとったことになっているんだけどもということとで開示請求にいらっしゃって、司法書士事務所や弁護士事務所がとったということがわかれば相続関係とわかったりするんで、そこまでもめたということは現場では今まではありませんでした。

(田中会長) 本人通知制度というのは、埼玉県多くの自治体でやられている制度で全国的な制度ではないんですね。本人通知制度とは戸籍とか住民票等がとられたときに、その関係者に請求がありましたという通知が和光市からいく制度です。あくまでも申請があれば通知が行くのですけれども、申請がなければ通知はいきません。あくまでも独自に申請を行わなければいけないものです。要するに不正に戸籍がとられたということがあって、和光市の場合についてはそれをやっているということですね。

(大塚主任) 通知がきてご心配になられる方が来たりという例があったのですが、弁護士事務所の名前がわかるとピンときてという例が多かったんで、だれがとったのかというところまでお見せしなくても、ご本人としては今のところ納得して帰られるということが多くありました。

(田中会長) 戸籍の場合は関係者みんなに通知がいきますので、それで請求があったということですね。

(大塚課長補佐) すみません、先ほどの山崎委員からの質問いただいた件なのですが、養護学校等負担金交付事務に関しては、過去に事務が終了になっていたにも関わらず、そのまま継続していたものを、今回の見直しで発覚して、廃止の届出を出してきたということです。2年くらいいらっしゃる職員の方でも事務自体があったことを知らなかったということです。

(山崎委員) 廃止になっていますが以前になるのですか。

(大塚課長補佐) こちらは申請した日です。過去にさかのぼる終了日が

不明であったため書いてきたと思われます。いったん終わらせるために手続きを行っていただいた。

(田中委員) その他、個人情報の開示等について何かご意見・ご質問等あればお願いします。

(竹村委員) 8番と12番の住民票の写し等交付にかかる申請書の中で、個人のものを他人が閲覧したのではないかということで開示請求があったということですが、これと関連しているかはわからないのですが、知人から事業者がいきなり来て、立ち退きの交渉を市から依頼されたということがあったんです。市に聞いてみたら知らなかったという話なのですが、なぜ事業者は該当する土地を知ったのかということはあるところの集まりで聞きました。どうして市は事業者に情報を開示したのかということがあったんです。区画整理という大きな事業でないところで、突然事業者が来て市から名簿をもらって来ているような話で交渉しますという話だったんです。個人情報についての相談をどこに言ったらいいのか、自分たちの苦情をどこにどのように訴えたらいいのかということがわかりません。

(大塚主任) 市がどういう状況で情報を出したのかはわからないんですけれども、個人情報が出て不安ということであればもちろん情報推進課の方に相談に来ていただければお話を聞くことができます。

(竹村委員) 市が本人への通知なしにいきなり事業者が訪問してきて、お宅は該当する土地であるため今後うちが市の代わりに交渉するという話だったんですが。

(大塚課長補佐) 実際にどんなシチュエーションかはわからないが、基本的には何かの事業で市が事業者へ委託をして個人宅に訪問するようなケースは少なくとも担当課は認識しているはずなので、その事務の所管課に相談していただくか、情報推進課を経由して、担当課に個人情報の取り扱いがあるのかどうかというのは相談していただくと確認することが可能かと思います。もし不明点やご懸念があったときには、ぜひ市役所まで相談をしてほしいです。情報推進課に個人情報の取り扱いについて相談していただくと、我々もお話を聞き取って状況確認等をさせていただきます。

ただ一方で、詐欺的なお話であたかもそれを知っているかのように来るケースもあります。もしくは土地の所有者の情報だけであれば、法務局に行けばこれはだれでも閲覧ができる情報でありますので、そこに行かれて所有者にアプローチするということはあると思います。それと市の開発計画の資料と合わせ見ることで対象者を知ることとはできなくはないです。消費生活の観点でもわからないとか不安な点があるときには市役所に直接ご相談いただいたほうがより確実にそういったことが事実としてあるのかどうか確認がとれるかと思いますので、ぜひご相談行っていただくようにご案内してください。

(竹村委員) 法務局から情報がわかるということは一般の人は知らないですから戸惑われて、市役所の担当課に言っても知らなかったという話でした。個人情報の担当課があることも知らないなので、個人情報の担当課があることも教えてあげようと思います。

(山崎委員) 10番、11番の一部開示と15、16番の請求却下の違いを先ほどご説明いただいたのですか、個人の記録あるいは子の記録と抽象的に書いてあるのですが、下の方の子の予防接種の記録、子の健診の記録とか具体的に書いてあるのですが、個人の記録はどのように捉えたらよろしいか。

(大塚主任) 10番、11番の個人の記録、子の記録につきましては相談記録です。15番、16番は申請は受け付けたのですがその後本人と連絡が全くとれなくなってしまったということの請求却下です。

(山崎委員) 内容的には大分違いますね。

(大塚課長補佐) 相談員が記録した内容が主観的なので開示することで、相談者との関係が壊れてしまう可能性があるので不開示となっております。

(田中会長) 情報公開については参考ですが、何かご意見・ご質問等はいかがでしょうか。

(田中会長) 特によろしいでしょうか。

(全委員) なし。

(田中会長) なければ平成29年度の個人情報取り扱いの部分については終わりたいと思います。

＞ その他について

(田中会長) その他事務局から何かありますでしょうか。

*** 事務局からの説明 (大塚課長補佐・大塚主任)**

平成30年 住宅・土地統計調査について

*** 質疑応答等**

(山崎委員) この調査はどのように抽出するのですか。

(大塚課長補佐) 地域に対して建物に番号を振っていきます。住戸といって1つの家の要件を満たす家ごとに番号を振っていきます。そのうち合計17戸を選択して、その建物に住んでいらっしゃる世帯にご回答いただきます。

1つの家に2世帯家庭がある場合はそれぞれに回答していただくので、回答そのものは17世帯以上になるケースもございます。

(山崎委員) それは無作為で選ぶということですか。

(大塚課長補佐) 国で定められた方法で、番号を選択していきます。

(山崎委員) 国勢調査に近い調査になりますか。

(大塚課長補佐) 国勢調査は全部の世帯ですが相当少なくなっています。もともと調査区で3分の1に減らした上で、さらに3分の1くらいに減っていくので、9分の1から10分の1くらいになるという計算になります。

(山崎委員) 住宅と土地ということですが、土地については別の調査でやっているところがあるが、これは住宅と土地を同時に調査するのですか。

(大塚課長補佐) 両方とも同じ調査になります。基本的に住戸に対しての調査になりますので、その中で建物や建物を所持している情報、土地の情報もその中で調査していきます。あとはその人が別のところに持っている土地も調査対象になります。今回から空き家も調査対象になっています。

(山崎委員) 空き家の所有者が回答するのですか。

(大塚課長補佐) 所有者への調査は行わずに事前の調査で空き家だとわかった場合は整理をして調査は終わります。

4 各委員から一言

- (田中委員) この審議会は来年3月までの任期ですが、この審議会に意見を求められる要請がなければ基本的に開かれることはないわけです。委員の方から個人情報あるいは審議会について何か一言ずついただければと思います。
- (伊藤委員) 個人情報保護とは違うかもしれないのですが、最近データのハッキング等が話題になっていると思うのですが、そういったことも情報推進課が担当しているのか。
- (大塚課長補佐) セキュリティ関係も担当しております。ただ市役所中の情報セキュリティになりますので市民のセキュリティとは対象が異なるところもあります。
- (伊藤委員) 昨今の公共機関をねらったものの対策というのはどのようにとられていますか。
- (大塚課長補佐) 情報システム担当が庁内の情報管理をしております。年に1回職員に研修を行って、セキュリティ意識の啓発を図る。あと新規採用職員と2年目の職員には情報の取扱いについての研修をそれぞれ行って人的な対応を図ると、あとはサーバーへのセキュリティ対策、そういったところはシステムの運用管理ということで、業者と協力を得ながら技術的な対策を施しています。あとは電気計算機室という重要なサーバーが置いてある部屋には入退室管理等を行うことで侵入を防ぐ物理的な対策をとっています。そういった三面、人と情報の技術的な部分と物理的な保護対策といったものを併用しながら情報を管理しています。
- (田中会長) それぞれ役所の中には住民基本情報や税、福祉の情報等、いろんなシステムが入っているんですね。それぞれのシステムの所管はそれぞれ専門業者や他の自治体や国との関係でセキュリティ対策を行っていて、情報推進課は市役所内のサーバー管理など全庁的な総合調整をやられているわけですね。
- (大塚課長補佐) ルールを整備したりとか全庁的なところを行わせていただいています。
- (伊藤委員) セキュリティをしても漏れてしまう。漏洩しないようにということも大事なのですが、漏洩した場合に被害を最小限

に抑えるにはどう行動するかが大切だと思うんです。

(大塚課長補佐) 情報セキュリティポリシーというルールをつくって、何か事故が起こったときにどう対応するかというのは、その中で報告をするというルールを定めております。何かあればそこで我々を経由して適切なところに報告をして、その後を対策をとっていきます。今までは大きな事件が起きたわけではないので、実運用がどこまでというところは別の話になるかもしれないんですが、対策としてはルール化はされていてそれに基づいて対応をします。我々も情報管理をしている関係で守るところと漏れた際の対応、できるだけ拡散しないようにする取り組み、そこに関してはおっしゃるとおり何か起こっても対応できるように適切に準備をするということをご指摘のとおりかなと思っております。

(木暮委員) 最近個人情報に関係することに関心を持っています。例えば、パソコンで友人の住所を検索すれば、家の外観、表札などが判明する。パソコン上に出ない場合もありますが、JAFナビを使用すれば多くの家の情報が取れることに驚いています。

(田中会長) Googleなどで検索すれば出てきてしまう場合があります。表札が消し忘れている場合もあります。そういう場合は教えてくれとありますけれども、情報化社会で悪意に使われる可能性があるので注意したいですね。

(佐々木委員) 平成30年住宅・土地統計調査の所管は総務省となっておりますが、市とどのような関係ですか。

(大塚課長補佐) 統計局が所管となって、調査票を作成したりするのですが、実際にそれを配付してもらったりを回収するという統計業務は市役所が実施をします。国、県、市町村が全体で一つとなって統計調査を実施していきます。

(佐々木委員) マイナンバーは個人情報取扱事務登録簿の中で、個人情報の項目として登録されないのですか。資産や収入を扱う際に経済情報として使用しないのですか。

(大塚主任) これは和光市の様式なんですけれども、基本的事項のところに個人番号という項目がありまして、そちらにチェックが入っているとマイナンバーを集めているという

ことになります。

(大塚課長補佐) 基本的にマイナンバーの情報は本人から提出されて、入手するものです。マイナンバーは日本に住民登録のある方に番号が附番されており、実際に税の所得の申告をするときにはマイナンバーを記載して税務署や役所に提出する。そうすることでその方のマイナンバーを取得します。そこで市役所の対象者と照らし合わせて同一の方のところにその情報を登録をしていくというものになります。今回の個人情報取扱事務登録簿の中では、個人番号を記載して提出を受ける事務がある場合には基本事項の項目に入っている個人番号にマークをつけて、報告をしていただいています。必ずしも資産情報を持っているからマイナンバーがつくわけではないです。

(津山委員) ここに来るととても勉強になります。先ほどのお話にあったような個人情報の関係を相談するときはどこに行ったらいいのかと市民はわかりづらいので、お仕事が忙しくなるかもしれないのですが、ぜひ市民の皆さんに広く情報推進課のことを知らせてほしいです。

(山崎委員) 和光市独自でセキュリティは高いと思うのですが、例えばUSBを市民が使って情報をもらうことは可能ですか。

(大塚課長補佐) 和光市役所では暗号化するためパスワードをかけたUSBを利用して、万が一落としたとしても開けられないようになっていて、かつ接続できるUSBは情報推進課に届け出をして情報推進課が許可したもののみ接続ができるという形になっています。USBには安易にデータを保存できないように取り組みをしています。

(山崎委員) 市といろいろな機関と連携を図っていますから、そういうところが抜け穴になっているかなと危惧していたのです。やはり情報を取り出す側になったときに、行政側がそこまできちんと管理されているのならば安心しました。

(竹村委員) 消費者団体から来ているが、民生委員も長年やっています。福祉関係、子供の虐待や高齢者の孤立化ということで、自分の担当地区の方が突然いなくなってしまうこ

とがありました。民生委員には法律で守秘義務がありますが、市の担当課にお聞きしてもすごく壁が厚く、自分が仕事としてやっていることが行政で進められていることが非常に多いです。個人情報の保護はわかるんですけども、扱う者に対して行政と民生委員との関係が気になるところです。

地域包括ケアの活動で地区社協の方で近所の方の要援護者名簿をいただいたりしていますが、守秘義務はどうなるのかということが課題になっています。そこがあいまいなままで民生委員は厳しく、地区社協とやる上での扱いは疑問に思っています。

市の事業で65歳以上の方に健康サポーターのニーズ調査をしにいくのですが、守秘義務があるという誓約書を書いても本当に守られるのか調査を受ける方は疑問に思っている方いらっしゃる方だと思います。

今度の住宅・土地統計調査に関しても調査員が誓約書を書いても本当に守ってくれるのか、調査を受ける側は疑問に思っている方いらっしゃるという声を聞くことがある。都合のいいときだけ個人情報を守りますと言っても、調査員さんが必ず守ってくれる保証はどこにあるのという抵抗が非常に多いなと思います。

年間28件しかないにしても本当はもっとあるのではないかなと思います。もう少し相談窓口に気安く気軽に来られるような窓口を別個に設けていただければいいのではないかなと思います。

(大塚課長補佐) 窓口の十分な案内をしたり、役割を市民に明確にし気軽に相談できるようにすることがまだまだ足りないところがあるのかなというのが率直な感想です。今後はそういったところを改善をして、窓口がわからないから相談できないことは避けたいことではあります。どうやって皆さんに周知するかは考えていきたいです。貴重なご意見ありがとうございました。

(斎藤委員) 開示請求をしやすくすることは必要かと思います。保護をしながら開示請求をもう少し申請しやすくすることもある必要だと思います。日本全体が去年の時点で65歳以上

の人口は3分の1、和光市はわかりませんが、再来年には日本人の女性の2人に1人は50歳以上になる。世界最高の高齢化社会ですが、独居老人がふえていきます。和光市でも、高齢化社会の中でどう対応していくかを考えていただくことを要望したいと思います。

(田中会長) 個人情報保護制度を適正に運営していくことは不断の努力が必要となりますので、職員1人1人の個人情報に対する認識が大切なことになると思います。定期的に研修をやっていただくことと、事務局が総合調整をしながら運用の調整を図っていただきたいということをお願いいたします。

5 連絡事項等

(田中会長) それでは、以上で予定された議題はすべて終了しました。本日の審議会は閉会させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

16時24分閉会
以上